

復職誓約書

※チェック漏れ、記載漏れがあった場合
申込みは無効となります。

就労先事業所名	
復職（予定）年月日	※保育所等入所申込の場合は入所希望月まで、保育所等入所継続の場合は育児休業対象の子が1歳となる誕生日までの年月である必要があります。 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 復職予定 </div>

《復職後の就労条件等についての確認事項》 ご理解のうえ確認欄のすべてに☑をつけ、署名してください。

1. 「育児のための短時間勤務制度」を利用する予定である場合は、制度利用時の就労時間帯の選考指数となります。必ず、就労証明書No.12「育児のための短時間勤務制度利用有無」欄に記入してください。未定等の理由で就労証明書に記入していただけない場合は、下記に記載をお願いします。 《期間： 年 月 日～ 年 月 日》 《就労時間： 時 分～ 時 分(休憩 分) 》 《就労日数：月間 日》 勤務予定	<input type="checkbox"/> 確認
2. 就労証明書記載の復職予定年月より前に入所内定となった場合は、育児休業を切上げて入所月中に復職してください。(必ず、就労先に切上げが可能かどうかを確認してください。切上げができず入所月中に復職ができない場合、内定取消(退所)となり、内定を辞退されたものとみなします。(内定の辞退は次回以降の選考(同年度内)で減点があります。))	<input type="checkbox"/> 確認
3. 育児休業中に入所したときには、申込時の就労条件のとおり「入所月中」に復職し、期日までに復職証明書を提出してください。入所月中に復職しない、及び異なる就労条件で復職する場合は入所月末日で、復職証明書の提出がない場合は提出期日の月末日で退所となる可能性があります。	<input type="checkbox"/> 確認
4. 育児休業中に入所したときには、期日までに復職後3ヶ月間の就労実績が記載された就労証明書を提出してください。就労実績を満たせない場合(申込時の就労条件を満たした実績が必要です。)、就労証明書の提出がない場合は提出期日の月末日で退所となる可能性があります。	<input type="checkbox"/> 確認
5. 「育児のための短時間勤務制度」を利用する予定のない方が、入所後「育児のための短時間勤務制度」を取得し選考時点での指数と異なる状況となった場合は、内定取消(退所)となる可能性があります。	<input type="checkbox"/> 確認
6. 復職する事業所は、休業前と同じ場所とします。(部署等の変更は可) 休業前の会社を退職して新しい会社に就職した場合は、求職内定扱いとなり選考時点での指数と異なる状況となるため、内定取消(退所)となる可能性があります。	<input type="checkbox"/> 確認

生駒市長 宛

上記の内容を確認したうえで、同意します。

また、上記の内容を満たせない場合は、保育の実施を解除されても異議を申し立てません。

_____年 月 日

保護者氏名

_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

※申込中の場合は第一希望園を記入